

事務連絡
令和4年8月5日

厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 担当者 殿

都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

水道施設台帳の整備状況調査について（依頼）

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）において、水道事業者等に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられております。

これに対し、「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により、水道施設台帳の整備完了期限が令和4年9月30日である旨等を通知し、「水道施設台帳の整備の推進について」（令和3年9月30日付け事務連絡）及び「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和4年4月14日付け事務連絡）において、期限までに水道施設台帳の整備を完了するよう、重ねてお伝えしたところです。

水道施設台帳の整備完了期限が令和4年9月30日であることから、施行日に水道施設台帳の整備が完了しているか整備状況調査を実施することといたしました。つきましては、調査票に記入のうえ、令和4年9月9日（金）までに連絡先に提出していただきますよう御協力をお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者（簡易水道事業者含む）及び水道用水供給事業者に対し、本調査を実施していただき、調査票を集約の上、連絡先まで提出をお願いいたします。

なお、今回の調査において、未整備と回答された水道事業者等におかれましては、未整備事業者のリストを作成のうえ公表する予定であることを申し添えます。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当：山下、向川、竹中、江口、竹内

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp

(参考)

通知・事務連絡については、以下のページをご参照ください。

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00005.html

○「水道施設台帳の整備の推進について」（令和3年9月30日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00018.html

○「水道施設台帳の整備の推進について（再周知）」（令和4年4月14日付け事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html